



2026年 9月 9日
第41号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申 第4号 議事録確認を反故にした「業務内容変更の通知」に関する緊急申し入れ 団体交渉の議論①

JR 東労組横浜地本は、9月3日に表題の団体交渉を行いました。情報 No.38 で速報していましたが、主な議論は次の通りです。

「業務内容変更の通知」を前々月25日までに 行う 議事録履行を議論！

1. 「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」施策による業務内容変更の通知にあたり、実施日の前々月25日までに 行う口頭の通知において、具体的な執務場所と業務内容が伝えられなかった理由を明らかにすること。

(回答) 業務内容変更の通知については、基本的に前々月25日までに変更について口頭にて通知するが、それによれない場合は、可能な限り 速やかに口頭にて通知する。なお、業務上の必要性和社員状況を総合的に勘案したうえで、決定次第速やかに社員へ通知していく 考えである。

組 合	会 社
「基本的に業務内容変更の通知は、前々月の25日までに 行う」とした、本部～本社、地本～支社間の議事録確認の 内容は変わらないことを確認したい。	変わらない。 確認！
申3号で確認した「業務内容変更の通知後に、異動や出向 を上書きでかけないこと」は変わらないか。	天変地異などがあれば別だが、 基本的には変わらない。 確認！
申3号で確認した「業務内容変更の通知とコミュニケーションとは、明確に区別する」は変わらないか。	変わらない。区別して伝えていく。 確認！
本部～本社間の申4号の議論において、「業務内容変更を計 画的に行うよう地方を指導する」とされていた。 本社から指導された内容について具体的に示すこと。	指導ではないが、議事録確認されていることは、 基本的な考えとしてやっている。 @catalog等で社員周知を図っており、同じ目線である。 本社と事業本部の考え方も一致している。 指導されてない？
業務内容変更の通知では、具体的に何を伝える場なのか。	「執務場所」「執務内容」「 変更日 」である。 新たに確認！
今回の施策（中原の業務委託）においては、前々月25日に 業務内容変更の通知ができていない、という認識でよいのか。	確定の通知はできていない。個別にコミュニケーションは図ってきた。
業務内容変更を、前々月25日までに通知することとした 経緯を把握しているか。	議論経過は承知している。勤務などを踏まえて、と認識している。
今回の施策での取扱いは、労使議論に則ったものなのか。	「それによれない場合」の取扱いである。
「基本的に」の認識が組合と会社とで合わない。 どの程度の「それによれない場合」を含んでいるのか。	数値で示せるものではない。個別に見ていくものである。
会社が業務内容変更の口頭通知に関する「議事録確認」を 反故にしている認識はあるか。	一切反故にしていない。議事録確認は遵守していく。
組合側は議事録確認を反故にされている認識である。	「それによれない場合」の認識にズレがある。 認識不一致
業務内容変更の通知が前々月25日までに通知されないこと で、組合員や社員が不利益を被っている認識があるか。	不利益というか、社員を不安にさせないことが大前提である。業務長 と連携しており、不安などがなければコミュニケーションをとっている。
回答の後段に「なお、業務上の必要性和社員状況を総合的に勘案したうえで、決定次第速やかに社員へ通知して いく考えである。」と追記されているが、この意図は何か。	理由を求められたので追記した。 新たな内容ではなく、人事異動の一般的な考え方だ。
「それによれない場合」がさらに拡大解釈される懸念があ る。認められない。	本部～本社の議論に踏まえていく。
今回の施策は「順調に進んでいる」と回答されたが、首都 圏本部が提案し組織再編を挟んで横浜事業本部が詳細提案 した。計画や進捗に関して、引継ぎに問題はなかったのか。	首都圏本部と必要なコミュニケーションは取ってきた。
施策を計画的に推進するにあたっては、「業務体制」だけで なく「人事」も計画的に行わないのか？	施策の推進で業務と人事は別物である。 個別に丁寧に扱う必要がある。 こんな認識で良いのか！？
施策の推進にあたって、「前々月の25日」という時間軸の 意識はないのか？	申22号（組織再編の地方議論）の議論経過を踏まえてきた。
業務内容変更については、前々月25日に間に合うよう、 人事を調整し固めようと努力しないのか。	さまざまな調整があり、総合的に運用していく。 「前々月の25日」をないがしろにする考えはない。
鎌倉車両（中原）の業務長は、前々月25日までの通知に向 けて動いていた。会社として認識はあるか。	認識はある。
ある時点から、25日には通知できない、と変わった。 会社としてその認識はあるか。	その認識である。
「通知ができない」となった具体的な時期と、その理由に ついて示すこと。	総合的に調整しているものであり示せない。 会社として、責任を持って通知できないと判断したためである。 準備不足だ！

その②へ続く